

麻疹・風疹定期予防接種

予防接種法が大きく変更

堀越医院（鳥山）

堀越 健太郎 先生

7月に行われた予防接種法の改正により、平成18年4月以降の麻疹（はしか）・風疹の定期予防接種の施行方法が大きく変更されます。

現行の麻疹・風疹定期予防接種は、1歳以上90ヵ月（7歳6ヵ月）未満の間に、それぞれ別々に1回ずつ行われていますが、改正後は、おおむね次のように変更されます。

●麻疹と風疹のワクチンが混合された、麻疹・風疹混合ワクチン（MRワクチン）が使用され、ワクチン接種が一度で済む

●接種時期を1期と2期に分けて、MRワクチンを1回ずつ接種

一生涯で麻疹と風疹の定期予防接種が2回受けられるので、より確実に免疫を得ることが期待できますが、接種年齢時期は限定されます。

1期 《1歳以上2歳未満》

2期 《5歳以上7歳未満で、小学校就学1年前から就学前日まで》

※平成18年4月1日までに2歳になる子どもは対象外です。

改正後は、現行の「90ヵ月（7歳6ヵ月）未満まで」の接種期間は適用されず、2歳以上の子どもには麻疹と風疹の公的な定期予防接種ができなくなりますので、特に注意してください。現時点で接種時期の来ている子どもには、早めに定期接種を済ませましょう。来年、新施行方法への移行期間に接種時期を迎える子どもについては今後、かかりつけ医によく相談してください。

改正された施行規則の細部は複雑であり、理解しにくいので、接種の現場では多少の混乱があることも予想されますが、より適切で有益な定期予防接種が行われるよう、市町村レベルで細かい調整が行われています。

BCG、日本脳炎についてもそうですが、本年になり定期予防接種の施行方法がめまぐるしく改正されています。麻疹・風疹の定期予防接種に限らず、予防接種全般についても分からないことは、各保健センターや予防接種施行医療機関で情報を得るようしてください。